

サービス利用料金表

下記の料金表によって、利用者の障害程度区分に応じたサービス利用料金から、介護給付費の給付額(全体の9割)を除いた金額と食費・光熱水費の合計金額をお支払いいただきます。(利用者負担軽減措置が別途ございます) *1単位あたり10.72円で算出となっております。

[短期入所サービス費 (I)] (短期入所のみ利用の場合)

ご契約者の障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
サービス利用単位	498単位	498単位	570単位	634単位	767単位	903単位
サービス利用金額	5,338円	5,338円	6,110円	6,796円	8,222円	9,680円
自己負担額 (定率負担) ①	534円	534円	611円	680円	823円	968円
加算 (※利用者の状況や職員体制により右記の加算が算出されます。)	食事提供体制加算 (48単位/日)					
	栄養士配置加算 (22単位/日)					
	短期利用加算 (30単位/日)					
	送迎加算 (186単位/日)					
	利用者負担上限管理加算 (150単位/月)					
	福祉・介護職員処遇改善加算(合計単位数に8.6%を乗じて計算されます)					
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(合計単位数に2.1%を乗じて計算されます)					
食事に係る自己負担額 ②	所得区分	一般2		一般1 (所得割16万円未満) 低所得 生活保護		
	朝食	511円		231円	加算自己負担分 52円	
	昼食	657円		297円		
	夕食	632円		286円		
光熱水費 ③	357円					
ご負担合計(一般2 ①+②3食+③)	2,691円	2,691円	2,768円	2,837円	2,980円	3,125円

※実際はサービス利用単位に各加算分が上乗せされて計算されます。

[短期入所サービス費(II)](短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合)

ご契約者の障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
サービス利用単位	169単位	169単位	235単位	311単位	516単位	589単位
サービス利用金額	1,630円	1,630円	2,267円	3,000円	4,978円	5,682円
自己負担額 (定率負担)	182円	182円	252円	334円	554円	632円
加算 (※利用者の状況や職員体制により右記の加算が算出されます。)	食事提供体制加算 (48単位/日)					
	栄養士配置加算 (22単位/日)					
	短期利用加算 (30単位/日)					
	送迎加算 (186単位/日)					
	利用者負担上限管理加算 (150単位/月)					
	福祉・介護職員処遇改善加算(合計単位数に8.6%を乗じて計算されます)					
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(合計単位数に2.1%を乗じて計算されます)					
食事に係る自己負担額 ②	所得区分	一般2		一般1 (所得割16万円未満) 低所得 生活保護		
	朝食	511円		231円	加算自己負担分 52円	
	昼食	657円		297円		
	夕食	632円		286円		
光熱水費 ③	357円					
ご負担合計(一般2 ①+②3食+③)	2,339円	2,339円	2,409円	2,491円	2,711円	2,789円

※実際はサービス利用単位に各加算分が上乗せされて計算されます。

[短期入所サービスにおける加算]

加算名称	内容	単位数
食事提供体制加算	収入が一定額以下の利用者に対して、食事を提供した場合	48単位/日
栄養士配置加算	管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、利用者の食事管理を適切に行っている場合	22単位/日
短期利用加算	利用開始から30日以内の期間について加算	30単位/日
送迎加算	利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行った場合	186単位/回
福祉・介護職員処遇改善加算	合計単位数に1000分の83 (8.3%) を乗じた単位数を加算	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	合計単位数に1000分の21 (2.1%) を乗じた単位数を加算	

(2) 自立支援給付の対象とならないサービス

サービス内容	利用料金
① 特別な食事	実費
② レクリエーション・行事等	材料費等の実費
③ 理美容費	実費
④ 日常生活用品費	実費
⑤ 写真代	CD-R1枚150円
⑥ 切手代	実費
⑦ コピー代	白黒1枚10円 カラーA4 1枚50円 A3 1枚80円
⑧ オムツ代	紙オムツ、紙パンツ 100円/枚 パッド 30円/枚
⑨ おやつ代	1日100円
⑩ テレビレンタル代	1日100円

※ 費用負担が発生する行事及びクラブ等への参加は、ご契約者への意思確認のうえご参加頂きます。ご契約者本人の意思確認が困難な場合は、ご家族や代理人等へ確認し同意のうえ実施します。

※ 社会情勢等やむを得ない事由がある場合、ご利用額を変更することがあります。変更の際は、事前に変更内容及びその事由について、変更を行う1ヵ月前までにご契約者及びご家族や代理人等にご説明します。

<利用者負担の上限について>

[20歳以上の利用者の負担上限月額]

額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額	1ヶ月あたりの負担上限額 (浦安市独自)
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 (注1)	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満) (注2)	9,300円	9,300円
	※入所施設利用者 (20歳以上)、グループホーム 利用者は除きます。(注3)		
一般2	上記以外	37,200円	18,600円

(注1) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者 (20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。